

京都市環境保全基準の一部改定について

1 概要

平成23年10月27日付け環境省告示第94号及び95号により、公共用水域の「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準※（健康項目※）」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が改定されました。

また、平成22年6月16日付け環境省告示第37号により、「土壌の汚染に係る環境基準」が改定されました。

以上の改定に伴い、京都市環境保全基準※の改定を行います。

2 環境基準値改定の経緯

(1) 公共用水域及び地下水

平成20年度に食品安全委員会※においてカドミウムの耐容週間摂取量※が示され、平成22年度に水道水質基準及び土壌環境基準（農用地）が見直されました。この見直しを踏まえ、公共用水域及び地下水の環境基準が改定されました。

なお、水道水の水質基準は平成22年度の改定において、カドミウムの水質基準値を0.01mg/Lから0.003mg/Lに強化されています。

(2) 土壌

食品、添加物等の規格基準の一部の改定により、0.4ppm※を超えるカドミウムを含む米が公衆衛生の見地から販売等が禁止される食品に位置付けられたことを踏まえ、人の健康を損なうおそれがあるカドミウムを含む米の生産を防止するため、農用地の土壌に係るカドミウム基準が改定されました。

3 環境基準及び京都市環境保全基準の改定内容について

(1) 公共用水域

カドミウムの基準値を改定

基準値：0.01mg/L以下 → 0.003mg/L以下

(2) 地下水

カドミウムの基準値を改定

基準値：0.01mg/L以下 → 0.003mg/L以下

(3) 土壌

カドミウムの基準を改定

環境上の条件：「検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては米1kgにつき1mg未満であること。」

→ 「検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては米1kgにつき0.4mg以下であること。」

※ 用語説明

- ・ 環境基準

人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法等に基づいて国が定めている基準。

- ・ 京都市環境保全基準

市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として京都市が独自に定めているもの。

- ・ 健康項目

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準。

(参考) 生活環境項目

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準。

- ・ 食品安全委員会

食品を摂取することによる健康への悪影響について、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に評価を行う機関で、食品に含まれる可能性のある危険要因が人の健康に与えるリスク評価（食品健康影響評価）等を行っている。

- ・ 耐容週間摂取量

食品の消費に伴い摂取される汚染物質に対して人が許容できる一週間当たりの摂取量。

- ・ ppm (parts per million の略)

百万分中の幾分であることを示す分率，百万分率。